

(別紙1) 提供先別法令上の根拠及び提供先における用途			
提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第1の項	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの
6	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第11の項	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの
7	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの
8	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの
10	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの
11	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの
12	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの
13	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの
14	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの
19	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの
22	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの
23	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの
24	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第76の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
25	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの
26	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの
28	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第86の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの
29	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの
31	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの
32	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
33	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの
34	市長村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの
35	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第110の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第百十二条で定めるもの
36	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第112の項	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第百十四条で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの
38	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第百二十条で定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの
40	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの
41	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの
42	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの
43	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第136の項	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第百三十八条で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの
45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの
46	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
47	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第142の 項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による 特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定 めるもの
48	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第144の 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関 する事務であって第百四十六条で定めるもの
49	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第149の 項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特 例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付 又は給付の支給に関する事務であって第百五十一条で定めるも の
50	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第150の 項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に 係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七 号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の 支給に関する事務であって第百五十二条で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事 又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第151の 項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律 第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五 十三条で定めるもの
52	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第152の 項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の 支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの
53	市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第155の 項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊 婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子 育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支 援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの
54	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第156の 項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支 援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるも の
55	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第158の 項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支 給に関する事務であって第百六十条で定めるもの
56	公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯金口 座の登録等に関する法律第十 条に規定する特定公的給付の 支給を実施する行政機関の長 等(行政機関の長、地方公共 団体の機関、独立行政法人 等、地方独立行政法人(地方 独立行政法人法(平成十五年 法律第百十八号)第二条第一 項に規定する地方独立行政法 人をいう。))	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第160の 項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座 の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するた めの基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条 で定めるもの
57	百六十三 地域優良賃貸住宅 制度要綱(平成十九年三月二 十八日付け国住備第百六十号 国土交通省住宅局長通知)第 二条第九号に規定する地域優 良賃貸住宅(公共供給型)又は 同条第十六号に規定する公営 型地域優良賃貸住宅(公共供 給型)の供給を行う都道府県 知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第163の 項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に 関する事務であって第百六十五条で定めるもの

提供先 No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途
58	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第164の 項	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付 け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感 染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症 化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関す る事務であって第百六十六条で定めるもの
59	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第165の 項	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日 付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎 治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実 施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの
60	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表第166の 項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年 六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通 知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝 がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であつ て第百六十八条で定めるもの

(別紙2)			
移転先No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
1	福祉保健部保健医療課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、28の項、条例第4第4項関係	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
2	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第1の項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
3	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第3の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
4	福祉保健部生活支援課	番号法第9条第2項、条例別表第2第4の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
5	福祉保健部生活支援課	番号法第9条第2項、条例別表第2第5の項	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
6	財務部市民税課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項、条例第4第4項関係	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
7	財務部資産税課		
8	財務部収納課		
9	福祉保健部生活支援課市営住宅相談室	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項、条例第4第4項関係	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務
10	福祉保健部生活支援課市営住宅相談室	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124の項、条例第4第4項関係	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務
11	福祉保健部国保年金課	番号法第9条第2項、条例別表第2第7の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
12	福祉保健部国保年金課	番号法第9条第2項、条例別表第2第8の項	国民年金法により本市が行うこととされている国民年金に関する事務
13	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第9の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
14	福祉保健部生活支援課市営住宅相談室	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76の項、条例第4第4項関係	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
15	福祉保健部福祉総務課	番号法第9条第2項、条例別表第2第10の項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務
16	福祉保健部福祉総務課	番号法第9条第2項、条例別表第2第11の項	戦傷病者特別援護法による援護に関する事務
17	福祉保健部生活支援課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81の項、条例第4第4項関係	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
18	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第12の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
19	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第13の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
20	福祉保健部長寿はつらつ課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86、87の項、条例第4第4項関係	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
21	福祉保健部福祉総務課	番号法第9条第2項、条例別表第2第14の項	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務

移転先No.	移転先	法令上の根拠	移転先における用途
22	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第15の項	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
23	福祉保健部福祉総務課	番号法第9条第2項、条例別表第2第16の項	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務
24	福祉保健部福祉総務課	番号法第9条第2項、条例別表第2第17の項	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務
25	総務部人事課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106の項、条例第4第4項関係	児童手当法(昭和46年法律第73号)による職員への児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務
26	福祉保健部国保年金課	番号法第9条第2項、条例別表第2第18の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
27	福祉保健部生活支援課	番号法第9条第2項、条例別表第2第19の項	中国残留邦人等の支援給付等の支給に関する事務
28	福祉保健部介護保険課	番号法第9条第2項、条例別表第2第20の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
29	福祉保健部長寿はつらつ課		
30	福祉保健部健康増進課	番号法第9条第2項、条例別表第2第21の項	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務
31	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第22の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
32	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第23の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条に規定する地域生活事業として、障害者及び障害児が日常生活に必要な便宜を供与する事業に要する費用の全部又は一部を支給する事務であって規則で定めるもの
33	福祉保健部介護保険課	番号法第9条第2項、条例別表第2第24の項	長岡市介護保険条例第17条第2項の規定に基づく介護保険料の低所得者に対する特別軽減に関する事務であって規則で定めるもの
34	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第25の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの
35	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第26の項	ひとり親家庭の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの
36	福祉保健部生活支援課 市営住宅相談室	番号法第9条第2項、条例別表第2第27の項	長岡市営住宅条例に基づく市費単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
37	福祉保健部介護保険課	番号法第9条第2項、条例別表第2第28の項	介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が実施する低所得で生計が困難である者等の介護保険サービスに係る利用者負担の軽減及びこれに対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの
38	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第29の項	小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の購入に要する費用を給付する事務であって告示で定めるもの
39	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第30の項	高齢者又は障害者が居住する住宅をその身体状況に適したものに改造等を行うことに要する経費に対する補助金の交付に関する事務であって告示で定めるもの
40	福祉保健部福祉課	番号法第9条第2項、条例別表第2第31の項	難聴の児童の補聴器を購入するための経費の一部を支給する事務であって告示で定めるもの
41	福祉保健部介護保険課	番号法第9条第2項、条例別表第2第32の項	東日本大震災により被災した介護保険の被保険者のうち、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域等に住所を有する者が本市に転入し、介護サービス等を利用した際の利用者負担額の軽減に関する事務であって告示で定めるもの
42	福祉保健部介護保険課	番号法第9条第2項、条例別表第2第33の項	重度障害者の医療費を助成する事務であって告示で定めるもの